

令和6年7月25日

電力・ガス取引監視等委員会

特定供給の許可について意見を回答しました

電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」といいます。）は、経済産業大臣から意見を求められた特定供給の許可について審査を行い、本日、許可することに異存はない旨を経済産業大臣に回答しました。

1. 概要

当委員会では、経済産業大臣から意見を求められた下記対象事業者の特定供給の許可について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、本日、当委員会から経済産業大臣に、許可することに異存はない旨を回答しました。

（対象事業者）

・UBE 株式会社

法人番号 2250001002992

2. 添付資料

特定供給の許可について（回答）

【参考：特定供給制度】

- ✓ 特定供給は、電力の供給者と供給の相手方に密接な関係性が認められる場合に、緩やかな規制で電力を供給する事業を認める制度（但し、一般送配電事業者の供給区域内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないことが必要。）
- ✓ 供給電力量が1万kW未満の場合の特定供給許可申請は、供給場所を管轄する経済産業局長に当委員会の審査が事務委任されている。

（本発表資料のお問い合わせ先）

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 下津

担当者：萩原、山下

電話：03-3501-1552（直通）